

資 料 編

1. 策定方針	149
2. 策定経過	155
3. 市民参画	156





1. 策定方針

1 策定の趣旨

現在、本市は地方創生をテーマとした「まち・ひと・しごと創生元気な筑後市創造戦略（2015-2019）」を包括した「第五次筑後市総合計画（2017-2019）」を指針とし、総合的かつ計画的なまちづくりを進めているが、平成31年度をもってその計画期間を終了することから、引き続き、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、本市の行政運営の指針として「第六次筑後市総合計画」を策定する。

※ 本市総合計画の策定経過

	計画期間
第一次	昭和47年度 ～ 昭和60年度 14年間
第二次	昭和61年度 ～ 平成7年度 10年間
第三次	平成8年度 ～ 平成18年度 11年間
第四次	平成19年度 ～ 平成28年度 10年間
第五次	平成29年度 ～ 平成31年度 3年間

2 計画の位置付け

市民、議会、行政が共有する筑後市のまちづくりにおける最上位計画とする。

3 計画のコンセプト

次計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、次の基本姿勢で策定に取り組む。

(1) 行政経営の指針となる計画

各部局の責任と権限において自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指す。

(2) 選択と集中

厳しい財政状況を踏まえ、施策推進にあたっては選択と集中を図る。
なお、**基本事業階層で重点分野を設定**し、限られた資源の有効活用を図る。

(3) 地方版総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づく地方版総合戦略を包含した総合計画とする。

(4) 市民参画

市民とまちづくりに対する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努める。

(5) 分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫する。

(6) 経営計画の周知と浸透

全政策分野の内容を含んだ総合計画冊子（第5次総合計画同様）を必要部数作成する。また、職員には担当政策分野の指標（めざす目標）と本市の重点分野を常に意識してもらうことが必要であるため、抜き刷り冊子の作成も検討する。

市民への周知については、計画期間で特に注力する点や変化する点を中心に概要版を広報紙の増ページとして作成し、全世帯配布を実施する。

4 計画の構成と期間

次計画は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、現計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成を基本とする。

(1) 基本構想

めざす市の将来像とそれを実現するための政策を定める。

計画期間は7年とする。（なお、市長変更の場合には見直せることとする）。

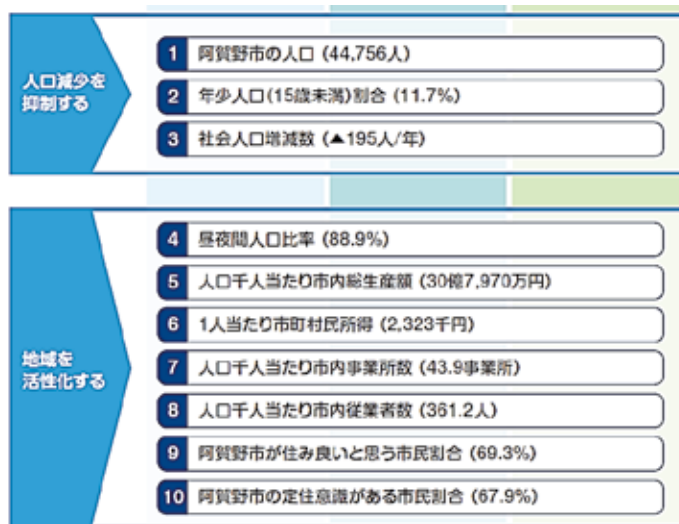
めざす市の将来像は、普遍的なまちづくりの方向性を示すものとして、**市民憲章等**を示し、市勢に大きな変化をもたらす事象がなければ、継続して活用する。

「恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」（「筑後市市民憲章より」）

基本構想の記載内容は、人口の方向性、土地利用構想、まちの趨勢を示す指標、施策の大綱（政策の方向性）を明示する。



※ まちの趨勢を示す指標（例）



(2) 基本計画

市長方針との連動を踏まえ、計画期間を4年とする（ただし、第6次総合計画前期計画については、市長任期の関係で、3年間（平成34年）となる）。

なお、基本計画の方針として、4年間の政策展開の指針を明示する（市長の政策との連動確保）。

	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35~38 2023~2026	
市長任期	西田市長			次期市長				
総合戦略	第一次（5年間）			第二次（5年間）				
総合計画	基本構想	第五次（3年間）			第六次（7年間）			
					第六次・前期（3年間）		第六次・後期（4年間）	
総計の見直し内容		施策体系見直し	重点分野と手段検討		施策体系等の見直し（行政職主導）	市長政策集に基づく重点分野に基づく調整		

(3) 実施計画

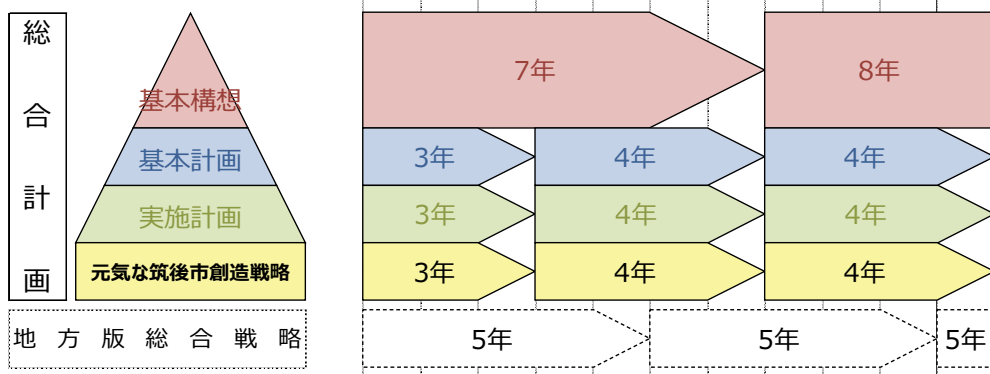
基本計画の重点分野の目標を達成するため実施する具体的な事業展開のロードマップを定める（また期間設定がされている事業も含める）。計画期間は基本計画終了年次までとする。

ただし事業費や実施手法等については、事務事業評価結果及び財政状況を踏まえ、毎年見直す。

(4) 地方版総合戦略を包含

「第2次 まち・ひと・しごと創生 元気な筑後市創造戦略」を包含した一体的な計画とする。

※ 各計画の構成と期間



5 策定プロセス

策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、総合計画審議会に諮問するとともに、市民参画の機会を通じて市民の意見を幅広く伺いながら進める。また、庁内においては既存会議を活用し、検討を進める。

(1) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画については、学識経験者や市議会議員、各種団体の代表者等 10～15 名程度により組織し、基本構想・基本計画の原案について審議・答申を行う。

(2) 市民参画

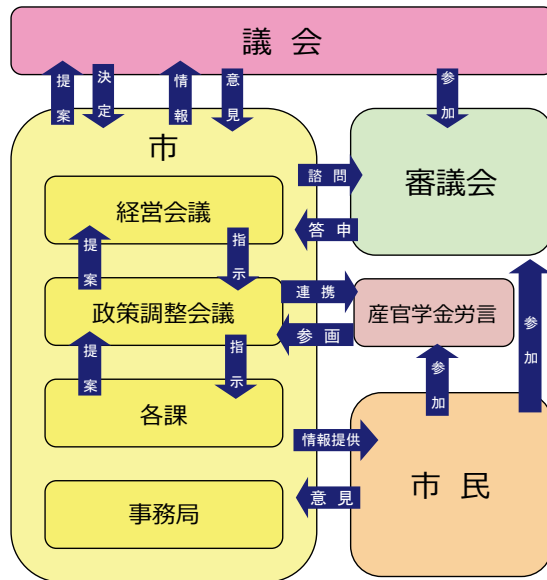
市民とまちづくりに対する課題や目標を共有するため、市民の意見を聴取し、計画に反映する。また、地方版総合戦略については産・官・学・金・労・言などの関係者の参画を得て策定を行う。

(3) 庁内検討組織

既存の経営会議及び各政策調整会議、各課による全庁的な体制の下で広範な検討を行う。



※ 策定体制



6 進行管理

現計画と同様、次計画にも成果指標を設定し、進行管理を行う。
ただし、成果指標については絞り込みを検討する。

(1) 成果指標 (KPI)

市民が計画の実施目的・達成度を把握するため、施策の達成状況や市民の評価等を把握できる数値を成果指標として設定する。

(2) 進行管理

計画の着実な推進と適時性の確保を図るため、施策を評価し、それを踏まえて改善に取り組むことで、適切なPDCAサイクルを実施する。

また、その結果を市民に公表することで、市政運営の透明化を図る。

7 策定スケジュール

(1) 平成30年度

基本構想・基本計画の検討

(2) 平成31年度

基本構想の決定（議決）、基本計画・実施計画の策定

※ 策定スケジュール

